

- 日時：2020（令和2）年10月9日（金）午後2時～午後4時
- 場所：市役所議員総会室
- 出席者
 - (1) 委員：11名（阿久澤委員、石元委員（副会長）、伊藤委員、蛭子委員、太田垣委員、上玉利委員、高尾委員、武本委員、友永委員、中川委員（会長）、林委員）
 - (2) 事務局：6名（総合政策局長、協働部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：9課（学校教育課、教育総合センター、社会教育課、人材育成担当、こども相談支援課、いじめ防止生徒指導担当、高齢介護課、包括支援担当、障害福祉政策担当）
- 傍聴者：6名

議事(1) 第2章について（各部会案報告・さまざまな人権問題）

会長： それでは、本日の議事の1、「第2章について（各部会案報告・さまざまな人権問題）」を議題とする。まず、事務局から、第1部会で審議した個別の人権問題に係る内容について説明をお願いします。

事務局： ——資料3、4に基づき説明——

会長： 続いて、ただ今の説明について、補足したいところや強調したいところなどについて、石元部会長からコメントをお願いします。

委員： （「女性」について、）まず、資料3の1頁【市のこれまでの取組と課題】4行目の「平成29（2016）年度」は「平成29（2017）年度」が正しい。

また、11行目の「平成28（2016）年8月に実施した」の後に読点を入れたほうが読みやすいと思う。あるいは同行の誰もが生きやすいまちをめざした市民意識調査を「」でくるかしたほうが良いと思う。

また、2頁の5行目「暴力が容認されると考えている人が多くなっています。」を「暴力が容認されると考える人が男性に多く見られます。」としたほうが意味が伝わりやすいと感じた。

（「子ども」について）また、5頁「●その他社会的支援を必要とする子どもも」の「も」が1つ不要である。

また、同項目の2行目「社会的支援を必要とする子どもへの支援」という記載について、「支援」が2回続くことから、「社会的支援を必要とする子どもに関する施策」や「社会的支援を必要とする子どもに関する取組」としたほうが良いと思う。同様に、5頁の最終行も修正したほうが良いと思う。

また、6頁5行目「学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する」の後に読点を入れたほうが読みやすいと思う。

（「部落差別（同和問題）」について）また、7頁【市のこれまでの取組と課題】1段落目が1つの文章であり、読みづらい。特に2行目の「昭和39（1964）年から実施した地区の実態調査」がどこにかかるかが分かりづらいため、この文章は修正したほうが良いと思う。

また、8頁に意識調査の結果が2つ出ているが、この前で人権についての意識調査を（「以下「意識調査」という。」）としているため、ここの出典は「意識調査」で良いと思う。

また、表題も含めて複数の箇所でも部落差別（同和問題）と記載しているが、意味が伝わりづらい部分もあるため、7頁1行目の「部落差別（同和問題）」を「部落差別（以下「同和問題」という。）」としてはどうか。

また、用語解説「同和对策事業特別措置法」4行目「地域改善対策事業特別措置法」の「事業」は不要である。

また、用語解説「えせ同和行為」1行目「違法・不当な利益や義務のないことを要求する」は「違法なことを要求をする」のほうが読みやすいと思う。

（「性的マイノリティ（少数者）」について）【国や自治体の動き】5行目「被害者の性的指向・性自認にかかわらず性的な言動であればセクハラに該当する」という記載の意味が分かりにくいため、修正されたい。

また、【国や自治体の動き】10行目「パワー・ハラスメントの対象となりました。」とあるが、「対象」と書くと被害者のことを意味するように読めるので「パワー・ハラスメントとみなされるようになりました。」としたほうが良いと思う。

また、【国や自治体の動き】6～8行目「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（パワハラ指針）」について、「」が1つ不要である。

また、11行目の意識調査の結果の出典は前述のとおり「意識調査」で良い。また、「平成30（2018）年10月実施」も既に記載があるので不要ではないか。

会長 : 他に意見等あるか。

委員 : （「女性」について）【市のこれまでの取組と課題】2頁6行目「平成25年4月」は西暦を併記し「平成25（2013）年4月」と修正されたい。

また、用語解説「女性のエンパワーメント」の記載について、「政治」という言葉を加え、「女性の政治・経済・社会的地位の向上をめざして、個々の女性が政治・経済活動や社会に参画する」と修正されたい。

（「子ども」について）【市のこれまでの取組と課題】7行目「したがって」は「このため」にしたほうが良いと思う。

また、質問したいのだが、5頁3行目「人権意識の改革」とは何を意味するのか。

また、「●その他社会的支援を必要とする子ども」のところでの記載になると思うが、コロナ禍において学校が休校になり十分に食事ができていない子どもがいる中で改めて学校給食の役割も認識されており、地域での「子ども食堂」の重要性も高まっている。

尼崎市でも子ども食堂について何らかの取組をしていると思うので、計画においても触れてはどうか。

（「部落差別（同和問題）」について）7頁最終行「伺えます」はひらがなで表記するか、ルビを振るかしたほうが良いと思う。

また、8頁に意識調査の結果を載せた表があるが、「単位 %」を2つの表両方に付けて、記載する位置も改めたほうが良いのではないかと。

会長 : 他に意見等あるか。

委員 : （「子ども」について）【市のこれまでの取組と課題】●その他社会的支援を必要とする子ども1行目「発達障害の子ども」とあるが、前段の学校教育のところでは障害のある子どもについて触れているのにここで発達障害だけをとり上げて書いているのはなにか意図があるのか。

事務局 : 様々な障害がある中で発達障害については支援の仕方、アプローチの仕方が異なるという整理のもと素案のように記載している。

委員 : 私が出席している障害に関する会議では一般的な障害に発達障害も含まれるということであえて分けて記載していないので、この計画においてもそうしてはどうか。

事務局 : ●学校教育・家庭教育のところに「発達障害の子ども」を追記するのが良いか。

委員 : ●その他社会的支援を必要とする子どもの「発達障害の子ども」を「障害のある子ども」と記載すれば良いのではないかと。

事務局 : 承知した。同行の「発達障害の子ども」を「障害のある子ども」と修正する。

委員 : 意識調査の結果については、出典を示したほうが良いと思う。

（「部落差別（同和問題）」について）また、8頁の意識調査の表について、凡例の示し方がわかりづらいため、修正されたい。

会長 : 【市のこれまでの取組と課題】2行目「昭和39（1964）年から実施した地区の実態調査」という記載について、昭和39（1964）年だけでなく数次に渡り実施している調査についてももう少し詳しく書いて欲しい。

（第1章について）また、資料7の7頁「相談事例の把握に加え、市民意識調査等の実施により、人権侵害など人権問題についての実態把握を行います。」という記載について、市民意識調査だけが取り上げられていることが気になる。

また、様々な人権問題についての実態把握なしに具体的な取組を行うことはできず、実態把握する際に関係団体と協議しながら行うことについては、当然のことであるため、計画全体に係る記載のところで明記してはどうか。素案では部落差別（同和問題）にだけ実態調査について記載されているが、実態を把握することは全ての人権問題にとって重要なことである。

事務局 : 計画全体に係る記載に盛り込み、第2章の部落差別のところは削除するということか。

委員 : それで良い。

会長 : 部落差別に係る実態調査について、和歌山県で実施しようとしたが、審議会委員の弁護士から特別措置法が終了した後にそのような調査ができるかという意見が出て、調査が流れたという経緯がある。その後、和歌山県では国から国勢調査のデータを貰って、分析を行った。

大阪府では同和地区に係る調査を行うにあたって、隣接地域、母子家庭率が高いなどの一定の基準を満たす調査区を選び、3つのグループに分け、国勢調査のデータを分析した。そうした結果、同和地区に係る調査区と一定の基準を満たす調査区がよく似た傾向となっていた。同和問題には歴史的な経緯があるが、困難を抱えている地域には共通した課題があるということである。

尼崎市においてもそのように調査を行うのであれば、部落問題だけでなく、他の課題も出てくるという認識を持っておく必要がある。

委員 : 部落問題に限らず、実態把握すること抜きに施策は行えない。

兵庫県では特別措置法が終了した後に三木市において生活実態調査を行っている。また、たつの市も調査を行い、まもなく調査結果が出る。

尼崎市においても、調査を行い、施策に反映して欲しい。

委員 : 私見であるが、旧同和地区を対象とした生活実態調査を行うことについて、議会の理解を得ることは難しいと思う。

会長 : 大阪府の例について、結果として報告されたことは歴史的経緯に関わらず都市問題として共通する部分がたくさんあるということである。

尼崎市においてもそのような調査を行うことは良いことだと思うが、旧同和地区だけを対象とすることは無理があると思う。

委員 : 大阪府の例は公営住宅のエリアとの比較を行っていたのではないかな。そのような意味では、公営住宅というくくりなら可能かもしれない。

委員 : 林議員が言われたような事情もあるので、原案の記載も「手法等について研究を行います。」となっているのであろう。

事務局 : これまでの議論を受け、実態調査は全ての課題について行うべきであり、部落問題だけに行うものではない、というのが委員全員の共通意見だと認識している。そのため、個別の人権問題での記載を含め、計画における実態調査に係る記載については検討させてもらう。

委員 : (「子ども」について)【市のこれまでの取組と課題】●体罰・いじめに

ついて、子どもの自殺に関して触れられていない。

日本では10代の自殺が増えており、自殺の原因はいじめや体罰といった学校問題が多く、自殺対策基本法では各学校において自殺防止や自殺対策に関する対策を講じることが努力義務として位置づけられている。

【世界、国の動き】においてそのようなことについて触れ、【市のこれまでの取組と課題】●体罰・いじめにおいて、子どもの自殺を防止するための相談体制を整備する旨を明記したほうが良いのではないか。

また、【世界、国の動き】に付け加えるとすれば、先進国(G7)のうち、10代の死因の第1位が自殺である国は日本だけであり、日本は自殺が多い国であることに触れても良いかもしれない。

事務局 : 伊藤委員の意見に回答する前に、先ほどの友永委員からの質問(5頁3行目「人権意識の改革」とは何を意味するのか。)に所管課から回答する。

教育総合センター : (「子ども」に係る素案●体罰・いじめ「人権意識の改革」について) いじめについて、これまでは「いじめはあってはならない」という教員の意識であったが、むしろ、いじめはどの学校にも起こり得るため、積極的に「いじめを認知する」という教員の意識に変わっている。

体罰について、本市でも重大事案があったことを受け、これまでは「勝利のために」や「指導者のやり方が第一」という意識であったが、指導者は生徒を支援する「プレイヤーズファースト」という意識に変わっている。これらのような意味を持たせ、「人権意識の改革」という記載を用いていたが、その後「醸成」とあるため、なくても伝わるかと思う。

事務局 : この部分の記載を修正するか否かについては所管課と調整する。

伊藤委員の意見については、内部で調整し、検討する。

また、友永委員から意見のあった「子ども食堂」についてであるが、他市では財政支援や交流の場づくりを行っている市もあるが、本市においてはそのような支援は行っておらず、地域のコミュニティをコーディネートするコミュニティソーシャルワーカーが、実施したい団体、支援団体、施設とのつなぎ役を行う、いわゆる側面支援を行っている。

ただ、今年度は新型コロナウイルス感染症による経済対策として財政支援を行った例もある。

また、市が把握している限りでは、子ども食堂は市内に35か所ある。

また、民間の取組であるが、尼崎市子ども食堂ネットワークを、NPO、社協とが中心となり構成している。

子ども食堂について、本市では直接的な支援は行っていないが、記載についてどのように盛り込むのが良いか。

委員 : 表現の仕方は検討いただくとしてやはり子ども食堂に関する記載は盛り込んだ方が良いと思う。

- 事務局 : 承知した。
- 委員 : 所管課の説明により、「人権意識の改革」という意味が分かった。ただ、「認知を高めるなど」というような説明を入れたほうが読み手に伝わりやすいかと思う。
- また、「認知を高める」という観点であるが、子どもたちのいじめが SNS 上で行われるということを目にした。
- これまでは学校で子どもたちの様子を見ていけばいじめを認知できたが、SNS 上でのいじめはそうはいかないため、課題として、SNS 上でのいじめについても触れてほしい。
- 事務局 : 書きぶりについて、所管課と調整する。
- 委員 : (「性的マイノリティ」について)【今後の方向性】について、「啓発を行う」「支援者を増やす」など、精神的な部分についての記載が目立つ。
- 例えば、子どもが修学旅行の際にお風呂に入れなかったり、トイレを使用するのにも困ったりしている現状があるため、現実の生活の中でどのような支援ができるかについて記載したほうが良いと思う。
- 事務局 : 例として子どもの事例をご提示いただいたが、子どもに限らず全ての人の問題でもあり、トイレの表記など市として取り組むべきこともあるため、今後の方向性に盛り込むように検討する。
- 委員 : (「子ども」について)「子ども食堂」についてであるが、本来は「公助」すべきものができていないという状況から民間と行政の「共助」となっているため、その点を踏まえた表現とすべきである。
- 会長 : 他に意見等あるか。
- 会長 : それでは、続いて事務局から、第 2 部会で審議した個別の人権問題に係る内容について説明をお願いします。
- 事務局 : ——資料 5 に基づき説明——
- 会長 : 事務局から説明のあった資料 5 について、何か質問等あるか。
- 委員 : (「外国籍住民」について) 私はダイバーシティ推進課とともに尼崎市国際交流協会でも外国籍住民の交流等を推進しているが、以前と比べて尼崎市の外国籍住民の状況は変わっている。尼崎市は兵庫県下で神戸市に続いてベトナム人の数が 2 番目に多く、外国籍住民の労働者が多いということである。原案では日本人と外国籍住民との間に優劣があるように感じた。今後は外国籍住民の労働力が不可欠であるため、彼らが自己有用感を感じられるような記載を盛り込んだほうが良いと思う。
- 委員 : 外国人労働者とか、外国籍住民の労働者、という言葉を使うか考えたほうが良い。介護労働を例にとっても、EPA も、「介護」ビザも、技能実習生もいるし、留学生も相当数存在する。一括りに外国人労働者という記載を用いるかは検討して欲しい。
- 会長 : 尼崎市にはベトナムからの難民が一定数存在し、ベトナム人の子ども向

けの学習支援もある。外国籍住民はそれぞれ歴史的経緯が異なるという視点を今後の方向性として盛り込んだほうが良いと思う。

事務局 : 当初の案では、オールドカマー、ニューカマーという表記を用いていたが、部会においてもカテゴリー分けは難しいという意見があり、朴委員に確認したうえで削除しているという経緯がある。

これまでの意見を踏まえ、外国籍住民にも様々な背景・歴史的経緯があるという旨の記載を盛り込もうと思う。

委員 : 兵庫県には外国にルーツを持つ多様な人々がいて、自治体はそのような人々の権利を尊重する責務があるため、そのことを踏まえて丁寧に記載すべきである。在日コリアンと外国人労働者という大雑把なくくりは避けたほうが良いと思う。

事務局 : 承知した。文案を検討する。

会長 : 尼崎市の企業においても、外国人労働者を一定数雇用していると思うが、企業に対する啓発の記載がない。企業においてベトナム人が多く雇用されているが、不当な扱いを受けていると言われている。

尼崎市の企業がどのような意識かについては調査しているか。

事務局 : 経済部局が企業向けのアンケート調査を昨年度実施しているが、人権の視点ではなく、雇用状況について行ったものであるため、人権侵害の実態把握には至っていないのが現状である。

委員 : そのような人権侵害を相談する場所はあるのか。

事務局 : 労働者として相談することはできるが、管理団体との関係上、相談しにくいということもあるかもしれない。

委員 : 教育の現場においては、母国語しか話せない子どもに対して支援員を配置してくれる。

労働者については、自分の人権をどう訴えていくかが気になる。見逃しているケースもあると思う。

会長 : 他に意見等あるか。

会長 : それでは、続いて事務局から、さまざまな人権問題について説明をお願いします。

事務局 : ——資料6に基づき説明——

会長 : (「(1) HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症」について) 新型コロナウイルス感染症を HIV 感染者・ハンセン病患者と同じ項目に入れることに違和感がある。

新型コロナウイルス感染症は、医療関係者やその家族が差別や偏見を受けているという点で性質が異なるため、HIV 感染者・ハンセン病患者とは分けて記載したほうが良いと思う。序章に記載しても良いかもしれない。

事務局 : 新型コロナウイルス感染症をどこに盛り込むかについては、前回の審議会の議論を踏まえ、序章において「感染症蔓延時」としているところであ

るが、これを修正したほうが良いか。それとも、さまざまな人権問題の中で項目を分けたほうが良いか。

会長 : さまざまな人権問題の中で項目を分ければ良い。

委員 : (「北朝鮮当局によって拉致された被害者」について)「スパイ活動のため」のような記載があり、国の人権教育・啓発白書と比べても行政文書として書きすぎな気がする。

また、在日コリアンへの差別に繋がらないような配慮も必要である。

事務局 : 記載については国のホームページを参考としているが、詳しく書きすぎな気もするので、記載を修正する。

委員 : (「刑を終えて出所した人など」について) 現在行っている取組は書かれているが、今後の方針が書かれていないため記載すべきである。

(「アイヌの人びと」について)「先住民族の権利に関する国際連合宣言」についても記載してはどうか。

また、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」については略称である「アイヌ施策推進法」も追記してはどうか。

委員 : (「刑を終えて出所した人など」について) 累犯の障害のある人や認知症の高齢者の支援や再犯防止、地域生活への定着支援も必要であるため、障害分野や福祉分野との連携を行う旨の記載が必要ではないか。

委員 : 表題の「刑を終えて出所した人など」に「など」が付いているのはなぜか。「犯罪被害者など」の「など」には家族が含まれているということだと思うが、「刑を終えて出所した人など」の「など」は誰を指しているのかが分からない。

事務局 : 刑を終えて出所した人だけではなく、その家族についても差別や誹謗中傷にさらされることがあるため、「家族」を意識して「など」としている。

委員 : それであれば、本文中で「家族」についての何らかの記載が必要である。

事務局 : 表題を修正するか、本文に「家族」に関する記載を盛り込むか検討する。

委員 : 保護観察中の人のことを含める意味で「など」としているのかと思っていましたが、そうでないなら整理すべきである。

事務局 : 承知した。

委員 : (「見た目問題」について) 事務局を通じて机上に資料を配布しているが、見た目問題について先日市民から相談を受けた。見た目問題とは見た目を理由として差別を受けたりする問題である。当事者に機能障害などはなく、難病の指定も受けられず、公的な支援が受けられないことが多いという側面もある。このような人は現在日本に約100万人存在しており、考える必要がある問題だと思うので、さまざまな人権問題の中の1つとして取り上げてはどうかと思うが、いかがか。

会長 : 違いをどう見るかだと思う。違っていることをおかしいと思うか、違っている人が多くいることを肯定的に受け止めることができるか。

事務局 : 見た目問題について、これまで深く認識してこなかったところがあり、職員も市民もあまり理解がないかと思うので、計画に盛り込むのであれば、まずは「見た目問題とはなにか」に触れ、知ってもらうことが大切だと思う。計画に盛り込むことについてはどうか。

会長 : 子どもの時に寛容性をどう理解するかということにもつながる。良い視点だと思う。

会長 : 定刻となったため、本日の審議は終了する。時間の関係上、本日全ての議題を終えることができなかつたため、各委員において会議資料を確認し、意見等があれば事務局へ連絡するように。

事務局は本日の審議を踏まえた修正案を次回までに作成するように。
事務局からなにかあるか。

事務局 : 本日、第2章については十分ご審議いただいたと思うが、計画の進捗を図っていくうえでの根幹となるものは序章、第1章、第3章であるため、何か意見等があれば次回までに連絡いただきたい。

また、現在審議いただいているものは計画の別冊詳細版であり、実際に市民の目に触れるものは資料9であり、今後議会に諮ったり、パブリックコメントにかけるものもこの資料である。

資料9は市民に分かりやすくするために、ページ数を少なくし、分かりやすい表現を用いており、詳細な情報については別冊詳細版に流すようにしている。資料9についても意見等があれば次回の審議会までお願いできればと思う。

事務局 : また、現在ご審議いただいている計画本文とは別に、人権にまつわるコラムを掲載することで、より市民に人権について考えてもらうきっかけになるのではと考えており、学識経験者の委員の皆様にも1つずつご寄稿いただければと考えているが、いかがか。

委員一同 ———— 承諾 ————

事務局 : コラムのテーマについて、各委員の専門分野でお願いできればという思いから、事務局の方で考え、資料1の委員名簿の右側に記載している。

いずれも小学校高学年から中学生が読んでも分かるような内容を寄稿いただければありがたい。

文字数については500字～1000字程度を予定しており、締切について、10月末ごろを目途に寄稿いただければ次回の会議資料として準備させていただきます。

会長が中座されたため、以降の進行は副会長が行った。

副会長 : 先ほど事務局からも説明があったが、序章、第1章、第3章、中間答申案について本日審議できなかったため、意見等があればできるだけ早く事務局へ連絡するように。

また、コラムについても、約500字～1000字で10月末までとのことであったため、寄稿依頼のあった委員は検討するように。

委員：そもそもコラムは何に使うのか。ですます調なのか統一する必要がある。

事務局：コラムは別冊詳細版に盛り込む予定である。ですます調でお願いしたい。

最後に、次回のスケジュールについてだが、11月13日の10時～12時に全体会の4回目を開催する予定である。会場は本日と同様に市役所議会棟2階の議員総会室である。

正式な開催通知文等は後日改めて送付する。

副会長：それでは、これをもって、令和2年度第3回人権文化いきづくまちづくり審議会を閉会する。

以上